

資料6

23水漁第1867号
平成24年3月13日

水産政策審議会
会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令
について（諮問第214号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令の概要

1 改正の背景

- (1) 漁業法（以下「法」という。）第52条の規定に基づく指定漁業は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため統一的に制限措置を講ずる必要がある等の漁業であって政令で指定される漁業である。この指定漁業についての農林水産大臣の許可は、有効期間が原則5年間とされ（法第60条第1項）、この5年ごとに許可の一斉更新が行われているところであり、次期一斉更新は平成24年8月1日に予定されている。
- (2) この許可の一斉更新に際しては、従来から、資源状況、漁業の経営環境、国際情勢の変化等を踏まえ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整の観点から漁業者又はその使用する船舶に課した制限措置について、その都度見直しを行ってきており、このうち指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「指定省令」という。）の改正が必要な事項について、所要の改正を行うこととする。

2 改正の概要

① 陸揚港の変更について許可制を届出制とすることについて（第18条）

漁獲物の陸揚港については、漁業取締りその他漁業調整上の観点から、選定したときは農林水産大臣に届け出なければならず、変更しようとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならないこととされているところ、規制緩和等の観点から、陸揚港の変更について選定の際と同様に届出制とすることとする。

② 操業日誌の保存義務を新設することについて

ロシア水域における我が国漁船の適正な操業を確保するため、同水域での操業の実態がある沖合底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、中型さけ・ます流し網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業について、操業日誌をその最後に記載した日から3年間船舶内に保存する義務を新設することとする。

③ 中西部太平洋条約に規定するオブザーバーの乗船の受入れを義務付ける規定を新設することについて

中西部太平洋条約の規定を担保するため、近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び大中型まき網漁業について、オブザーバーを船舶に乗船させることを農林水産大臣が命じたときは、当該命令に従ってオブザーバーを乗船させなければならないこととする。

④ 遠洋及び近海かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の転載制限に係る許可制を廃止すること等について（第59条）

洋上における漁獲物等の転載については、漁獲量の過少申告を防止する等の観点から、農林水産大臣の許可に係らしめていたところ、まぐろ類等地域漁業管理機関の「洋上転載オブザーバー制度」が定着したこと等を踏まえ、管理機関に登録された運搬船にのみ転載すること等を条件に、許可制を廃止する等の改正を行うこととする。

⑤ 北太平洋さんま漁業について標識を表示しない船舶の使用を禁止する措置を廃止することについて（第67条）

北太平洋さんま漁業については、許可に係る船舶の両側に別記様式第7号の標識を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならないこととされているところ、規制緩和等の観点から、これを廃止することとする。

3 施行期日

平成24年8月1日（指定漁業の許可の一斉更新日）から施行する。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に後段として次のように加える。

これを変更した場合も、同様とする。

第十八条第三項を削る。

第二十二条の見出し中「漁ろう装置」を「漁ろう装置等」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「もつぱら」を「専ら」に、「みずから」を「自ら」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同

条に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

第二十八条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、「当該操業日誌」の下に「又はその写し」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定漁業（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

第三十一条の二中「条約（」の下に「平成十七年条約第九号。」を加える。

第三十一条の五中「別表第四第十一号の項」を「別表第五第十一号の項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中西部太平洋オプザバーの乗船）

第三十一条の六 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合であつて、農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認めて中西部太平洋条約第二十八条4に規定するオブザーバー（以下この条において「中西部太平洋オブザーバー」という。）を当該許可に係る船舶に乗船させることを命じたときは、当該命令に従つて中西部太平洋オブザーバーを乗船させなければならぬ。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

4 中西部太平洋オブザーバーは、中西部太平洋条約で定める範囲内で、まぐる類等地域漁業管理機関（まぐる類等の保存のための地域的な漁業管理のための機関をいう。以下同じ。）であつて中西部太平洋条約海域を管轄するものにおいて取り決められた措置の実施の状況を監視することその他の措置を行うものとする。

第四十四条第四項中「規定は、」を「規定は」に、「第十八条第二項中」を「第十八条第一項中」「指定漁

業者（大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の許可を受けた者を除く。以下この条において同じ。）とあるのは「小型捕鯨業者」と、同条第二項中「指定漁業者」とあるのは「小型捕鯨業者」と、「に改め、」に改め、「、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十四条第四項において準用する第一項」とを削る。

第五十九条第二項ただし書中「日本国外の港内及び農林水産大臣が別に定めて告示する」を「別表第四の上欄に掲げる港内又は」に、「あらかじめ農林水産大臣の許可を受けた」を「それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載する」に改め、同条第二項を削る。

第六十条を次のように改める。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第六十条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従わなければならない。

第六十条の二第二項に次の一号を加える。

五 当該轉載に係る運搬船の名称及び信号符字

第六十条の三中「第三十一条の五までの規定は」を「第三十一条の六までの規定は」に改める。

第六十二条中「第三十一条の二から第三十一条の五」を「第三十一条の二から第三十一条の六」に、「第五十六条の二の規定」を「の規定」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条」に、「各号」を「第二十九号各号」に改める。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 削除

第六十八条の見出し中「操業期間等」を「操業期間」に改め、同条中「北太平洋さんま漁業者」を「北太平洋さんま漁業の許可を受けた者」に改める。

第七十四条第二項第一号中「別記様式第八号」を「別記様式第七号」に改める。

第七十五条中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第六十六条第一項第一号中「第五十九条第一項、第六十条第一項」を「第五十九条、第六十条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二十二号」を「第二十二号第一項」に改め、同号を同項第二号とする。

第百八条第一号中「(第六十七条第二項において準用する場合を含む。)」及び「第六十七条第一項」を削る。

別記様式第七号を削り、別記様式第八号を別記様式第七号とする。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第五号中「海域」の下に「(以下「東部太平洋の海域」という。)」を加え、同項第六号中「前号に規定する海域」を「東部太平洋の海域」に改め、同項第十号中「第二十二号」の下に「並びに別表第四」を加える。

別表第四中「第七十五条」を「第三十一条の五、第七十五条」に改め、同表を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四 (第五十九条関係)

港内又は海域	転載に係る制限
中西部太平洋条約海域、東部太平洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域に	一 転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関に登録された運搬船(東部太平洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域に沿う日本国外の港の港内において転載する場合にあつては、我が国が登

沿う日本国外の港の港内

録に関し必要な情報を提出したことにより登録されたものに限る。以下この表において「登録運搬船」という。）以外の船舶に転載しないこと。

二 転載を行う海域を管轄するまぐる類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの（中西部太平洋条約海域において採捕した漁獲物等を中西部太平洋条約海域以外の海域において転載する場合にあつては、当該書面に加えて、中西部太平洋条約海域を管轄するまぐる類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの。以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十五日以内に農林水産大臣に提出すること。

三 漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。

<p>大西洋の海域に沿う日本国外の港の港内</p>	<p>くろまぐろを転載する場合には、当該転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関に登録された港以外の港の港内において転載しないこと。</p>
<p>中西部太平洋条約海域、東部太平洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域</p>	<p>一 登録運搬船以外の船舶に転載しないこと。 二 転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関のオブザーバーが乗船する運搬船以外の船舶に転載しないこと。 三 転載申告書の写しを当該転載終了後十五日以内に農林水産大臣に提出すること。 四 漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。</p>
<p>大西洋の海域</p>	<p>くろまぐろを転載しないこと。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

(陸揚港の変更の許可の申請に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十八条第三項(同令第四十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりされている陸揚港の変更の許可の申請は、改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十八条第二項(同令第四十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりされた変更の届出とみなす。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁業手数料規則の一部改正)

第四条 漁業手数料規則(昭和二十五年農林省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和二十四年法律第二百六十七号。」を削り、同項第一号中「省令第十八条第三項の規定による陸揚港の変更の許可の申請」を削り、「(第六十二条)を「(省令第六十二条)に、「とう載

する」を「搭載する」に改め、「省令第五十九条（省令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による漁獲物又はその製品の転載の許可の申請」及び「省令第六十条（省令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による漁獲物又はその製品の陸揚げの許可の申請」を削る。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（漁獲物等の陸揚港の制限）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 指定漁業者は、前項の規定により陸揚港の選定をしたときは、速やかに、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更した場合も、同様とする。</p> <p>（削る。）</p> <p>（無許可船に対する漁具、漁ろう装置等の陸揚げ命令等）</p> <p>第二十二條 農林水産大臣は、漁業取締り上必要があると認めるときは、指定漁業の許可を受けないで当該指定漁業に使用し若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、期間を指定して、専ら当該指定漁業の用に供されるものと認められる漁具若しくは漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることができ。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区</p>	<p>（漁獲物等の陸揚港の制限）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 指定漁業者は、前項の規定により陸揚港の選定をしたときは、すみやかに、農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 指定漁業者は、第一項の規定により選定した陸揚港を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>（無許可船に対する漁具、漁ろう装置の陸揚げ命令等）</p> <p>第二十二條 農林水産大臣は、漁業取締り上必要があると認めるときは、指定漁業の許可を受けないで当該指定漁業に使用し若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、期間を指定して、もっぱら当該指定漁業の用に供されるものと認められる漁具若しくは漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又はみずからこれらの設備の封印をすることがある。</p>

分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 3| 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(操業日誌)

第二十八条の二 (略)

- 2| 指定漁業（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

- 3| 第一項の操業日誌に前条第一項の漁獲成績報告書に記載すべき事項の全てが記載されている場合にあつては、当該操業日誌又はその写しを漁獲成績報告書とみなして、同項の規定による提出をすることができる。

(国際信号書の備付義務)

- 第三十一条の二 大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成十七年条約第九号。以下「中西部太平洋条約」という。）第三条に規定する海域（以下「中西部太平洋条約海域」という。）のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のもの（以下「国際信号書」という。）の写しを当該許可に係る船舶に第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条

(操業日誌)

第二十八条の二 (略)

- 2| 前項の操業日誌に前条第一項の漁獲成績報告書に記載すべき事項の全てが記載されている場合にあつては、当該操業日誌を漁獲成績報告書とみなして、同項の規定による提出をすることができる。

(国際信号書の備付義務)

- 第三十一条の二 大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（以下「中西部太平洋条約」という。）第三条に規定する海域（以下「中西部太平洋条約海域」という。）のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のもの（以下「国際信号書」という。）の写しを当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届

第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けておかなければならない。

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十一条の五 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海（大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く。）又は中西部太平洋条約の締約国である外国（以下この条において「条約締約国」という。）の領海若しくは排他的経済水域（大韓民国にあつては別表第五第十一号の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表第十二号の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を許可船舶等により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの条約締約国から漁獲のための許可を受けている許可船舶等により、当該条約締約国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

（中西部太平洋オブザーバーの乗船）

第三十一条の六 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合であつて、農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認めて中西部太平洋条約第二十八条4に規定するオブザーバー（以下この条において「中西部太平洋オブザーバー」という。）を当該許可に係る船舶に乗船させることを命じたときは、当該命令に従つて中西部太平洋オブザー

け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けておかなければならない。

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十一条の五 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海（大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く。）又は中西部太平洋条約の締約国である外国（以下この条において「条約締約国」という。）の領海若しくは排他的経済水域（大韓民国にあつては別表第四第十一号の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表第十二号の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を許可船舶等により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの条約締約国から漁獲のための許可を受けている許可船舶等により、当該条約締約国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

（新設）

バーを乗船させなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

4 中西部太平洋オブザーバーは、中西部太平洋条約で定める範囲内で、まぐろ類等地域漁業管理機関（まぐろ類等の保存のための地域的な漁業管理のための機関をいう。以下同じ。）であつて中西部太平洋条約海域を管轄するものにおいて取り決められた措置の実施の状況を監視することその他の措置を行うものとする。

（鯨体処理場の使用の許可等）

第四十四条（略）

2・3（略）

4 第十八条の規定は捕獲された小型捕鯨業の漁獲物（ミンク鯨に限る。）の製品の陸揚港の制限について、第三十七条第四項の規定は小型捕鯨業に係る鯨体処理場の使用の許可について準用する。この場合において、第十八条第一項中「指定漁業者（大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の許可を受けた者を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「小型捕鯨業者」と、同条第二項中「指定漁業者」とあるのは「小型捕鯨業者」と、「前項」とあるのは「第四十四条第四項において準用する前項」と、第三十七条第四項中「大型捕鯨業」とある

（鯨体処理場の使用の許可等）

第四十四条（略）

2・3（略）

4 第十八条の規定は、捕獲された小型捕鯨業の漁獲物（ミンク鯨に限る。）の製品の陸揚港の制限について、第三十七条第四項の規定は小型捕鯨業に係る鯨体処理場の使用の許可について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第四十四条第四項において準用する前項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十四条第四項において準用する第一項」と、第三十七条第四項中「大型捕鯨業」とあるのは「小型捕鯨業」と読み替えるものとする。

のは「小型捕鯨業」と読み替えるものとする。

(漁獲物等の転載制限)

第五十九条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、第二十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

(削る。)

(漁獲物等の国外陸揚げの制限)

第六十条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(削る。)

(陸揚げ又は転載の届出)

第六十条の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国内若しくは日本国外の地に陸揚げし又は当該漁獲物を採捕し若

(漁獲物等の転載制限)

第五十九条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、第二十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、日本国外の港内及び農林水産大臣が別に定めて告示する海域において転載する場合であつて、あらかじめ農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項の許可には、漁業取締り上必要な制限若しくは条件を付し、又はこれを変更することができる。

(漁獲物等の国外陸揚げの制限)

第六十条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を、日本国外の地に陸揚げしようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示した場合及び暴風雨その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(陸揚げ又は転載の届出)

第六十条の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国内若しくは日本国外の地に陸揚げし又は当該漁獲物を採捕し若

しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十九条各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一（四）（略）

五 当該転載に係る運搬船の名称及び信号符字

2 （略）

（準用規定）

第六十条の三 第三十一条の二から第三十一条の六までの規定は、遠洋かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十一条の二中「当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）」とあり、及び第三十一条の三から第三十一条の五までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「遠洋かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第六十二条 第三十一条の二から第三十一条の六まで、第五十六条の二、第五十九条、第六十条及び第六十条の二の二の規定は、近海かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十一条の二中「当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探

しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十九条各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一（四）（略）

2 （略）

（準用規定）

第六十条の三 第三十一条の二から第三十一条の五までの規定は、遠洋かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十一条の二中「当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）」とあり、及び第三十一条の三から第三十一条の五までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「遠洋かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第六十二条 第三十一条の二から第三十一条の五まで、第五十六条の二、第五十九条、第六十条及び第六十条の二の二の規定は、近海かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十一条の二中「当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探

船（以下「許可船舶等」という。）とあり、及び第三十一条の三から第三十一条の五までの規定中「許可船舶等」とあるのは「近海かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と、第五十九条中「第二十九号各号」とあるのは「第二十九号各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

第六十七条 削除

（操業期間の制限）

第六十八条 北太平洋さんま漁業の許可を受けた者は、毎年八月一日から十二月三十一日までの期間内でなければ、当該漁業を営んではならない。

（停船命令）

第七十四条（略）

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 別記様式第七号による信号旗しを掲げる。

船（以下「許可船舶等」という。）とあり、及び第三十一条の三から第三十一条の五まで、第五十六条の二の規定中「許可船舶等」とあるのは「近海かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と、第五十九条第一項中「各号」とあるのは「各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

（標識を表示しない船舶の使用禁止）

第六十七条 北太平洋さんま漁業の許可を受けた者（以下「北太平洋さんま漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の両側の見やすい場所に別記様式第七号の標識を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 第十六条第二項の規定は、北太平洋さんま漁業に準用する。

（操業期間等の制限）

第六十八条 北太平洋さんま漁業者は、毎年八月一日から十二月三十一日までの期間内でなければ、当該漁業を営んではならない。

（停船命令）

第七十四条（略）

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 別記様式第八号による信号旗しを掲げる。

(外国周辺の海域における船舶の立入禁止)

第七十五条 外国周辺の海域のうち別表第五の上欄に掲げる区域においては、漁業を営む者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者を除き、漁業を営むために船舶により当該区域内に立ち入つてはならない。

(罰則)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条、第十八条第一項(第四十四条第四項において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十九条(第三十条において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十七條第二項、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第六十八条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者

(削る。)

(外国周辺の海域における船舶の立入禁止)

第七十五条 外国周辺の海域のうち別表第四の上欄に掲げる区域においては、漁業を営む者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者を除き、漁業を営むために船舶により当該区域内に立ち入つてはならない。

(罰則)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条、第十八条第一項(第四十四条第四項において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十九条(第三十条において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十七條第二項、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条、第五十七条第五項、第五十九条第一項、第六十条第一項、第六十五条、第六十八条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者

二 第五十九条第二項(第六十条第二項において準用する場合を含む。)

二 第二十一条第一項、第二十二條第一項、第七十六條、第七十七條、第八十二條第二項、第九十一條の五第一項、第九十一條の六第一項、第九十三條第二項、第一百條第二項、第一百二條第二項又は第一百四條第二項の規定による命令に違反した者

2 (略)

第一百八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五條、第十六條第一項若しくは第二項、第二十六條、第三十一條の三(第六十條の三及び第六十二條において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項、第五十條第一項、第五十四條、第五十六條第一項、第五十八條、第六十一條第一項、第六十三條第一項、第六十四條又は第六十九條第一項の規定に違反した者

二 (略)

(罰る。)

む。)の規定により付された制限又は条件に違反して転載又は陸揚げを行った者

三 第二十一条第一項、第二十二條、第七十六條、第七十七條、第八十二條第二項、第九十一條の五第一項、第九十一條の六第一項、第九十三條第二項、第一百條第二項、第一百二條第二項又は第一百四條第二項の規定による命令に違反した者

2 (略)

第一百八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五條、第十六條第一項若しくは第二項(第六十七條第二項において準用する場合を含む。)、第二十六條、第三十一條の三(第六十條の三及び第六十二條において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項、第五十條第一項、第五十四條、第五十六條第一項、第五十八條、第六十一條第一項、第六十三條第一項、第六十四條、第六十七條第一項又は第六十九條第一項の規定に違反した者

二 (略)

様式第7号(第67條関係)

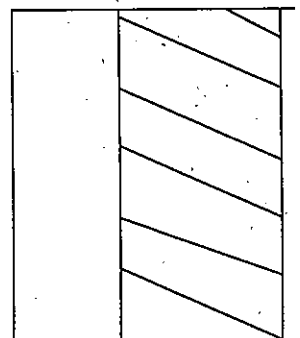
100センチメートル

センチ

12トン

25センチメートル

メートル



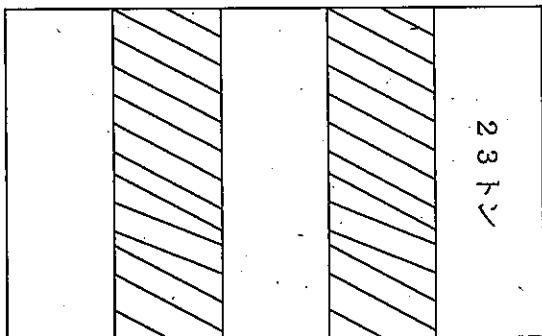
30センチメートル

満
の
以
上
漁
船

25センチメートル

十
ト

100センチメートル



23トン

16センチメートル

ト
二
十

16センチメートル

未
満
の
漁
船

16センチメートル

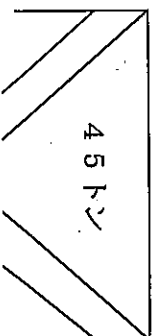
以
上
の
漁
船

16センチメートル

四
十
十

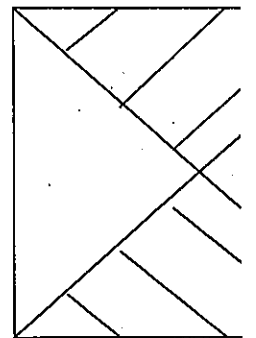
16センチメートル

100センチメートル



45トン

の
四
十
漁



80センチメートル

船
ト
ン
以
上

備考

- 1 各図の数字及び字文の部分は、船舶総トン数（小数点以下は、切り捨てる。）を示すものとし、数字及び文字は、黒色で表示し、各数字の太さは、2センチメートル以上とする。
- 2 各図の斜線の部分の色は、赤とする。
- 3 その他の部分の色は、白とする。
- 4 表示場所は船橋の両側面とする。

様式第7号（第74条関係）（略）

別表第二（第十七条関係）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
(略)	(略)
遠洋かつお・まぐろ漁業	一〜四（略） 五 南緯五十度の線以北、北緯五十度の線以南

様式第8号（第74条関係）（略）

別表第二（第十七条関係）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
(略)	(略)
遠洋かつお・まぐろ漁業	一〜四（略） 五 南緯五十度の線以北、北緯五十度の線以南

別表第四（第五十九条関係）

<p>港内又は海域</p>	<p>転載に係る制限</p>
<p>中西部太平洋条約海域、東部太平洋の海域</p>	<p>一 転載を行う海域を管轄するまぐる類等 地域漁業管理機関に登録された運搬船</p>

<p>(略)</p>	<p>、西経百五十度の線以東の太平洋の海域（以下「東部太平洋の海域」という。）における遠洋かつお・まぐる漁業によるよごれの採捕は、禁止する。</p> <p>六 東部太平洋の海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるよごれの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>七〇九 （略）</p> <p>十 大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第十七号まで及び第二十二号並びに別表第四において同じ。）における遠洋かつお・まぐる漁業によるしゆもくざめ科（うちわしゆもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。</p> <p>十一〜二十七 （略）</p>
------------	--

(新設)

<p>(略)</p>	<p>、西経百五十度の線以東の太平洋の海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるよごれの採捕は、禁止する。</p> <p>六 前号に規定する海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるよごれの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>七〇九 （略）</p> <p>十 大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第十七号まで及び第二十二号において同じ。）における遠洋かつお・まぐる漁業によるしゆもくざめ科（うちわしゆもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。</p> <p>十一〜二十七 （略）</p>
------------	--

<p>大西洋の海域に沿う</p>	<p>域、インド洋の海域又は大西洋の海域に沿う日本国外の港の港内</p>
<p>くろまぐるを転載する場合には、当該転載</p>	<p>東部太平洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域に沿う日本国外の港の港内において転載する場合には、我が国が登録に關し必要な情報を提出したことに限る。以下この表において「登録運搬船」という。）以外の船舶に転載しないこと。</p> <p>二 転載を行う海域を管轄するまぐる類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの（中西部太平洋条約海域において採捕した漁獲物等を中西部太平洋条約海域以外の海域において転載する場合には、当該書面に加えて、中西部太平洋条約海域を管轄するまぐる類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの。以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十五日以内に農林水産大臣に提出すること。</p> <p>三 漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。</p>

日本国外の港の港内	<p>を行う海域を管轄するまぐる類等地域漁業管理機関に登録された港以外の港の港内において転載しないこと。</p>
<p>中西部太平洋条約海域、東部太平洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域</p>	<p>一 登録運搬船以外の船舶に転載しないこと。</p> <p>二 転載を行う海域を管轄するまぐる類等地域漁業管理機関のオブザーバーが乗船する運搬船以外の船舶に転載しないこと。</p> <p>三 転載申告書の写しを当該転載終了後十五日以内に農林水産大臣に提出すること。</p> <p>四 漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。</p>
大西洋の海域	<p>くろまぐるを転載しないこと。</p>

別表第五 (第三十一条の五、第七十五条関係) (略)

<p>別表第四 (第七十五条関係) (略)</p>
